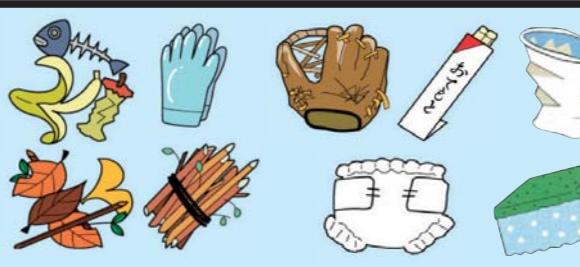


家庭ごみの分け方・出し方 B地区

もえるごみ



- 指定袋「もえるごみ」で出してください。
- 生ごみは、十分水切りをしてから出してください。
- 「もえないごみ」は、絶対に入れないでください。
- 食用油は、紙や布に吸わして出すか、固形状にして出してください。
- 紙オムツは、汚物を取り除いてから出してください。

もえるごみ

氏名

プラスチック製
その他容器包装
包装



- 「」マークの表示のあるもの
- 指定袋「プラスチック類」で出してください。
- 中身を取り除き、洗って水切りをしてから出してください。
- 汚れを取ることが困難なものは、「もえるごみ」へ。
- 金属類は、絶対に入れないでください。

プラスチック類

氏名

毎週
火曜日
金曜日

ペットボトル



- 指定袋「ペットボトル専用」で出してください。
- 「」マークの表示のあるもの。
- はずしたキャップ、ラベルは「プラスチック類」へ。

ペットボトル専用

氏名

粗大ごみ

もえる もえない



- 一人で持てる重さのもの。

大きさ

1辺(1番長い辺)が30cm以上1m未満 100円シール
1辺(1番長い辺)が1m以上2m未満 200円シール

100円シール
氏名

200円シール
氏名

- 必ず指定のシールに氏名を記入のうえ貼って出してください。
- 1世帯、1度に3点まで出すことができます。
- もえる粗大ごみは、できるだけ分解し、束ねて出してください。(分解してできたガラス類、金属類は分別して出してください。)
- 一斗缶は、中身を使い切って出してください。
- 一人で持てない大型の粗大ごみ、大量の粗大ごみは、回収できませんので、直接センターへ運んでください。
- 事業所の粗大ごみは、回収しませんので直接センターへ運んでください。

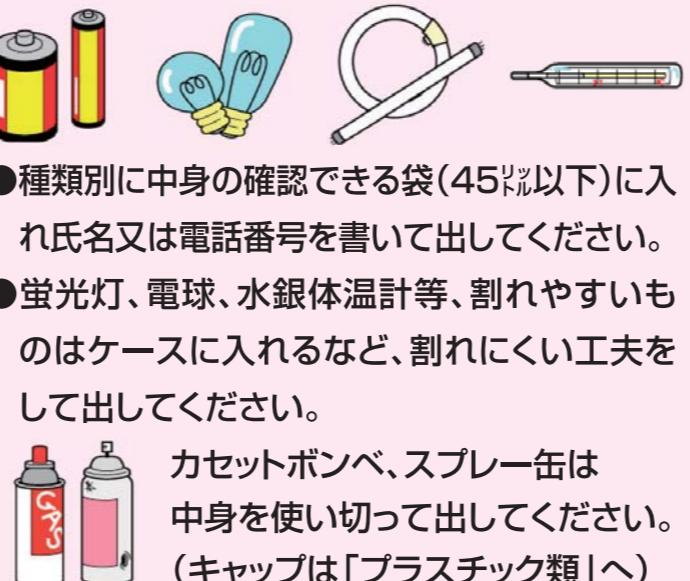
毎月
第2水曜日

古布類



- きれいなもの、使用できるものに限ります。
- 中身の確認できる袋(45リットル以下)に入れ
氏名又は電話番号を書いて出してください。
- 汚れているもの、使用できないものは
「もえるごみ」へ。
- 大量に出される場合は、直接センターへ。

有害・危険ごみ



- 種類別に中身の確認できる袋(45リットル以下)に入れ
氏名又は電話番号を書いて出してください。
- 蛍光灯、電球、水銀体温計等、割れやすいものはケースに入れるなど、割れにくい工夫をして出してください。
- カセットボンベ、スプレー缶は
中身を使い切って出してください。
(キャップは「プラスチック類」へ)

埋立ごみ



- 中身の確認できる袋(45リットル以下)に入れ
100円シールを貼って出してください。
- 割れたビン類、食品以外のビン類。
- 化粧品、接着剤、塗料など食品以外のビンを出す場合は、必ず中身を使い切ってから出してください。

100円シール
氏名

コンテナ回収 缶類 大コンテナ(ブルー)

アルミニウム 飲食用のある缶

- 中身を飲みきり、軽く洗い水切りをしてから出してください。
- タバコなどの異物は取り除いてください。
- カセットボンベ、スプレー缶は絶対に入れないでください。
「有害・危険ごみ」に出て下さい。

できるだけつぶして
出してください。

コンテナ回収 (飲食用に限る) ビン類

茶色 その他

- ふた、王冠、キャップは必ず取り除いてください。
プラスチック製は「プラスチック類」へそれ以外は、「破碎選別ごみ」へ
- 中を軽く洗い、水切りをしてから出してください。
- 異物は必ず取り除いてください。
- 飲食用以外ビン、ガラス類、ガラス食器等は「埋立ごみ」に出てください。
- 農薬、劇薬のビンは出さずに取扱店にご相談ください。

コンテナ回収 (小型金属類・ プラスチック類等)

- 1辺(1番長い辺)が30cm未満のもの。
- 飲食用以外の缶は、中身を使い切ってから出してください。
- アルミ箔、アルミ製容器は、洗って水切りをしてから出してください。
- 包丁、カミソリの刃等ケガのしやすいものは、紙などに包み「キケン」と書いて出してください。

小コンテナ(オレンジ)
氏名

毎月
第4水曜日

紙類

飲料用紙パック 紙パック

- 名前もしくは電話番号を必ず書いてください。
- 内側が銀色(アルミ加工)のものは除く。「もえるごみ」に出てください。
- そぞき口がプラスチックの場合は取り外し「プラスチック類」へ。

段ボール

- 名前もしくは電話番号を必ず書いてください。
- 油、ロウ、ナイロン等が付着したものは「もえるごみ」へ。
- 段ボールにしている留め金具、テープ等はできるだけ取り除いてください。

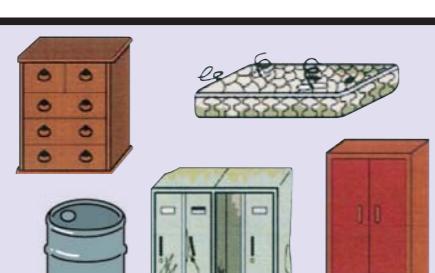
古紙類

- ごみを出すときは、必ず町指定の袋または、シール等で出してください。分別されていないものや名前もしくは電話番号の書かれていないものは収集いたしません。
- ごみ収集場所は地域の皆さんで清潔にするよう心がけましょう。
- ※事業所・店舗から出るごみ(缶・ビン・紙類・ペットボトル他)は法令に基づき、自ら処理して下さい。もしくは直接センターへ。

直接じん芥処理センターにごみを持ち込まれる方へのお願い

- 開門時間は、午前9時～午後3時まで。
- 毎週土・日曜日は閉門します。
- 係員の指示に従って下さい。
- 他市町村の廃棄物の投棄は禁止します。
- 許可券が必要なごみを持ち込まれる場合は、役場(支所)にて事前に申請してください。
- 運ぶ途中道路には、絶対落とさないようにして下さい。

収集しないごみ



- 収集車に一人で積み込みできないごみ。
- 引っ越し、大掃除、庭木の剪定などに伴い一時的に出る多量の家庭ごみは収集できません。じん芥処理センターへ直接搬入してください。

受入れしないごみ

- 電気リサイクル法に係る対象5品目(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン)。
- 業務用冷蔵庫、冷凍庫についても受入れられません。
- 分解したものも受入れしません。
- パソコンは、PCリサイクル法によりメーカーが処理
- 各種2輪オートバイ(2輪リサイクル法)
- 燃え殻、焼却灰
- 引火性危険物、爆発物、火薬類、花火
- 消火器、ガスボンベ
- 農薬、ベンガ、燃料
- タイヤ、バッテリー
- ピアノ、電子ピアノ、エレクトーン、大型農機具
- 医療器具(注射針や血液のついたもの)
- 動物の死骸

ごみに関してのお問い合わせは
高野町環境整備課 / TEL.56-3760
高野町じん芥処理センター / TEL.56-5353